保護者の皆様へ

施設長

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

令和5年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各保護者様から納入1.でいただいた利用者負担額(保育料)を減じた額1となります。

(法定代理受領とは)

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり) (給付対象期間 令和5年4月~令和6年3月)

認定区分		年齡区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教育認定子ども (1号認定子ども)		満3歳児	230,930	230,930	230,930	230,930	230,930	281,140	281,140	281,140	278,770	278,770	278,770	286,310
		3歳児	230,930	230,930	230,930	230,930	230,930	228,240	228,240	228,240	225,870	225,870	225,870	233,410
		4歳以上児	213,240	213,240	213,240	213,240	213,240	210,550	210,550	210,550	208,180	208,180	208,180	215,720
保育認定 子ども (2·3号認 定子ども)	標準時間	- 0歳児 —	203,090	203,030	203,000	202,890	202,830	202,790	202,730	202,700	202,730	202,700	202,660	209,960
	短時間		199,650	199,590	199,560	199,450	199,390	199,350	199,290	199,260	199,290	199,260	199,220	206,520
	標準時間	- 1 • 2歳児	117,320	117,260	117,230	117,120	117,060	117,020	116,960	116,930	116,960	116,930	116,890	124,190
	短時間		113,880	113,820	113,790	113,680	113,620	113,580	113,520	113,490	113,520	113,490	113,450	120,750
	標準時間	- 3歳児 -	67,630	67,570	67,540	67,430	67,370	67,330	67,270	67,240	67,270	67,240	67,200	74,500
	短時間		64,190	64,130	64,100	63,990	63,930	63,890	63,830	63,800	63,830	63,800	63,760	71,060
	標準時間	- 4歳以上児	50,550	50,490	50,460	50,350	50,290	50,250	50,190	50,160	50,190	50,160	50,120	57,420
	短時間		47,110	47,050	47,020	46,910	46,850	46,810	46,750	46,720	46,750	46,720	46,680	53,980

※副食費徴収免除対象者は、上記の額に下記の額を加えた額となります。

WHITE WAS INCLUDED TO THE SECOND CONTROL OF STATE OF STAT												
認定区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1号認定子ども	4,460	4,700	4,700	4,700	3,990	4,700	4,700	4,700	3,760	3,990	4,460	3,760
2号認定子ども	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700